

第 325 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】

議事録

日 時：令和 3 年 5 月 12 日(水)13:00～13:05

場 所：経済産業省 別館 1 階 103－105 会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、北本委員、林委員、圓尾委員

○八田委員長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第325回の電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は議事次第にあるとおりです。議題に入る前に議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　本日も第 1 部につきましては公開の案件でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められているという状況を鑑みまして、傍聴者を受け付けないということとし、インターネットで同時中継を行ってございます。

第 2 部の議題につきましては、個別民間企業の情報を取り扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日、委員会ホームページに掲載する。その会議資料について情報公開請求があった場合には、その対応について改めて御相談するという取扱いにしたいと考えてございます。念のため御確認のほどよろしくお願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございました。それでは、今の説明があったとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

特に御異存がございませんので、今のお話があったとおりにさせていただきます。

それでは、最初に議題 1 は「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」、これは恒藤課長から説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　資料 3 でございます。「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」でございます。内容を一言で申し上げますと、既に認可されています特例をさらに 1 か月延長するという内容でございます。これまでとほぼ同じ内容でございますが、ざっと御説明させていただきます。

5 行目からでございますが、11 行目以下の申請者から、5 月 7 日及び 10 日付で大臣宛て

に、通常の約款により難い特別の事情がある場合における供給条件で供給したい旨の認可等を求める申請がございまして、大臣から当委員会に意見の求めがございました。申請者は11行目から記載のとおりで、前回までと同じでございます。

48行目からが申請の概要でございますが、これも前回までと同じでございます。

76行目から、前回4月に認可したものからの変更点を記載してございます。

変更点は86行目からでございます。まず、①既に特例認可を受けて支払期限を延長する措置を講じているもののうち、本年2月から5月までの検針分について、それぞれさらに1か月延長をする。ただし、昨年3月から本年1月の分については既に5か月延長しているところ、それ以上の延長はしない。さらにそれに加えて、本年6月検針分についても支払期限を1か月延長するという内容でございます。

それから、97行目からはガスについての申請内容でございます。これも基本的には前回までと同じでございます。

念のため、前回4月に認可したものからの変更点は108行目からでございますが、既に支払期限を延長する措置を講じているもののうち、本年2月から5月までの分については、それぞれさらに1か月延長をする。ただし、昨年2月から本年1月の分については既に5か月延長しているところ、それ以上の延長はしない。②でございますが、新たに6月検針分についても支払期限を1か月延長するというのが前回認可した内容からの変更点でございます。

これにつきまして、129行目から大臣への回答でございますが、事務局といたしましては、本申請の供給条件につきましては、電気事業法等の条文及びそれらの審査基準に照らしまして、約款により難い特別の事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支えないものと考えてございます。これを踏まえまして、資料3—2のとおり本申請を認可等することについて異存がない旨、回答することにしたいと考えてございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○八田委員長     ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について御質問、御意見ございませんでしょうか。

（質問、意見：なし）

それでは、今の説明のとおり回答することにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議がございませんでしたので、事務局案のとおり経済産業省大臣に意見回答すること

にしたいと思います。

第1部として予定していた議題は以上です。

——了——